旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針

１　目　的

この審査方針は，旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会が旭川市民生委員推薦会から推薦された民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員等」という。）候補者について，民生委員等の適否を審査するに当たり必要な審査基準等を明らかにするものである。

２　選任の基本的考え方

社会奉仕の精神を持ち，常に市民の立場に立って相談に応じ，必要な援助を行うことで社会福祉の増進に努める役割を担う民生委員等の果たすべき役割がますます重要となっていることに鑑み，民生委員等の職務を遂行できる真の適任者を選任するものとする。

３　適格要件

民生委員等の適格要件は，民生委員法，昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知及び平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知並びに平成13年11月30日雇児発第762号社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知に基づくほか，この審査方針によるものとする。

４　審査基準

⑴　特別要件

次の要件を満たさない者については，民生委員等として選任しないこととする。

なお，この場合，旭川市民生委員推薦会に対し，適格者の再推薦を求めるものとする。

①　年齢要件について

ア　地区を担当する民生委員・児童委員

新任の場合は，原則７２歳未満の者とする。ただし，地域の実情により７２歳未満の者の選出が困難で，やむを得ないと判断できるときは，例外的に７５歳未満の者も認めることとする。

再任の場合は，原則７５歳未満の者とする。ただし，これまでの活動実績を十分勘案し，今後の活動に支障がないと認められる者とする。また，地域の実情により７５歳未満の者の選出が困難で，やむを得ないと判断できるときは，例外的に７８歳未満の者も認めることとする。

イ　主任児童委員

新任・再任とも，原則６５歳未満の者とする。ただし，地域の実情により６５歳未満の者の選出が困難で，やむを得ないと判断できるときは，例外的に６８歳未満の者も認めることとする。

②　議会議員との兼職について

議会議員が民生委員等を兼職することについては，民生委員法第１６条の趣旨等を踏まえ，これを認めないこととする。

⑵　一般要件

民生委員等は，原則として次の要件を満たす者とし，候補者の適否については，これらの要件を考慮して総合的に判断するものとする。

①　地域の実情の把握
その地区に概ね５年以上居住していること。

②　時間的余裕
民生委員等の活動に必要な時間（概ね週１４時間以上）を割くことができること。

③　民生委員等の活動状況
再任にあたっては，民生委員協議会への出席率が概ね６０％以上であること。

④　社会福祉への関心
ボランティア活動を行う等社会福祉への関心が高く，理解と熱意があること。

⑤　その他
会社員，公務員等被雇用者については，所属長の理解が得られていること。